

議案第 90 号

一部事務倉吉市外六ヶ町村組合規約設定について

倉吉市外六ヶ町村隔高病舎組合規約別紙の通り定めるものとする

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長

坂出 雅

日

昭和二十九年六月十五日議決

三朝町議會議長

天野 康



倉吉市外六ヶ町村隔菌病舎組合規約

(名稱)

第一條 この組合は倉吉市外六ヶ町村隔菌病舎組合(以下組合)と称する

(組織)

第二條 この組合は左の市町村を以つて組織する  
倉吉市 岡金町 三朝町 東郷町 北條町 泊村 灘手村

(共同處理する事務)

第三條 この組合は隔菌病舎を設置し、維持管理及び經營に關する事務を共同處理する。

(事務所の位置)

第四條 この組合の事務所は倉吉市役所内に置く。

(組合總會の組織及び議員の選出方法)

第五條 この組合總會の議員は、組合を組織する市町村の長及び其の市町村議會に於て議員の内から互選した者を以つて組織する。

2 組合内各市町村に於いて選出する議員の定数は十八名とし左の区分にする。

倉吉市	六名
岡金町	二名
三朝町	二名
東郷町	二名
北條町	二名
泊村	二名
灘手村	二名

(議員の任期)

第六條 組合議會の議員の任期は二年とし選出の日から起算する。

2 組合議會の議員に欠員を生じた時は二月以内に補欠議員を選出しなければならぬ。

3 補欠議員の任期は前任者の残任期間とする。

(執行機関の組織及び選出方法)

第七條 この組合に右の職員を置く。

管理者 一名

事務長 一名

會計係 一名

書記 若干名

2 管理者は組合内の市町長中から組合議會に於いて選挙する。但し管理者は

3 組合議會の議員を兼ねることが出来ない。

3 管理者は市町長の任期による。

4 管理者に事故があるときは予の管理者が指名した市町長がその職務を代理する。

5 事務長 會計係 書記は管理者が任免する。

(組合の經費)

第八條 この組合の經費は各市町村に対する負担金及びその他の収入を以つてその中に充てる。

2 負担金の割合は毎年四月一日現在を以つて右記の通り各市町村が負担する。

二分の一の額は

平算割

三分の一の額は

世帯数割

附則

この規約は昭和二十九年七月 日から施行する  
この規約に定めがない事項については組合總會の議決を経て別に定める